

「自転車安全利用宣言証」等協賛制度実施要綱

平成 27 年 10 月 29 日 27 青総交第 355 号
改正：平成 31 年 3 月 25 日 30 青総総第 782 号
改正：令和 2 年 4 月 14 日 2 都安総交第 3 号
改正：令和 4 年 3 月 16 日 3 都安総総第 543 号
改正：令和 5 年 1 月 18 日 4 生安総第 754 号
改正：令和 7 年 1 月 10 日 6 生安総第 563 号

(目的)

第 1 この要綱は、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」及び同条例の規定に基づく「東京都自転車安全利用推進計画」の趣旨を踏まえ、社会全体で自転車の安全利用を推進するとともに、自転車利用者が安全利用を自覚して行動する気運の醸成を図るため、東京都が自転車利用者等に交付する「自転車安全利用宣言証」等の所持者等保有者に対する協賛企業等（企業、社団法人、財団法人、特定非営利活動法人等をいう。）による特典付与事業（「自転車安全利用宣言証」等協賛制度）の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(自転車安全利用宣言証)

第 2 この要綱において「自転車安全利用宣言証」とは、東京都が次の各号のいずれかに該当する者に対して発行する「自転車安全利用宣言証」（別添 1）のことをいう。

- (1) 東京都が実施する「自転車安全利用 TOKYO セミナー」（※ 1）の受講者
- (2) 東京都が実施する「自転車シミュレータ交通安全教室」（※ 2）の受講者
- (3) 他機関の主催する交通安全教室等で上記（1）、（2）に相当する内容を受講したと東京都が認める者（ただし、教室等の主催者からの事前申請及び結果報告を要するものとする。）
- (4) その他、「自転車安全利用宣言証」に記載されている宣言の趣旨に賛同する者

(東京都自転車安全学習アプリ合格証)

第 3 この要綱において「東京都自転車安全学習アプリ合格証」とは、東京都が配信する「東京都自転車安全学習アプリ」（※ 3）の効果測定合格者に対して、東京都が発行する「東京都自転車安全学習アプリ合格証」（別添 2）のことをいう。

(協賛企業等による特典付与)

第 4 協賛企業等は、「自転車安全利用宣言証」又は「東京都自転車安全学習アプリ合格証」の交付を受けた者に対して、同宣言証（氏名及び宣言日の記載があるものに限る。）若しくは合格証の提示等により何らかのサービス等特典を付与するものとする。

(協賛企業等の公募)

第5 東京都生活文化スポーツ局長（以下「局長」という。）は、協賛企業等を、別途定める募集要項に従い期間を定めて公募するものとする。

(協賛企業等の申込)

第6 公募に応じようとする企業等の申込方法については、別途定める募集要項による。

(認定)

第7 局長は、第6の申込があった場合、別途募集要項で定めるサービス内容等の適否を確認するため審査し、適正と認められる場合に「自転車安全利用協賛企業等」と認定する。

2 協賛企業等が提供するサービス内容について、次のいずれかに該当する場合は、サービスの提供を受理しない。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある内容を含む場合
- (2) 東京都の信用又は品位を害すると認められる場合
- (3) 第三者の利益を不当に害すると認められる場合
- (4) 特定の政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業に関するもの
- (6) 東京都暴力団排除条例（平成23年3月18日東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が提供する場合
- (7) その他、自転車安全利用を推進する趣旨に鑑みて、不相当であると東京都が認める場合

3 局長は、前項の審査を行った場合は、当該企業等に対して、その結果を通知する。

4 局長は、審査により認定した企業等に対して、認定証及び認定ステッカーを交付するとともに、その企業名を公表する。

5 認定の有効期間は、認定した年度の翌年度の認定月の末日までとする。ただし、協賛企業等及び局長の双方に異議のない場合は、有効期間を自動的に更新するものとする。

6 協賛企業等は、認定を受けた事実及び認定ステッカーを表示することができる。

(認定内容の変更・中止)

第8 協賛企業等は、協賛申込書の記載事項に変更が生じたとき又は中止しようとする時は、別途募集要項で定める変更・中止届により、速やかに局長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第9 局長は、協賛企業等が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。

- (1) 道路交通法及びその他関係法令等に関し重大な違反があったとき。
- (2) 認定を受けた企業等のサービス内容が第7の2に該当すると判明したとき。
- (3) その他法令上又は社会通念上、認定するにふさわしくないと判断される事由があったとき。

- 2 局長は、前項に基づき認定を取り消した場合は、当該企業等に対して通知するとともに、速やかに認定証及び認定ステッカーの返納を求めるものとする。
- 3 前項に基づき返納を求められた場合、認定を取り消された企業等は速やかに認定証及び認定ステッカーを返納しなければならない。

(事務局)

第10 この協賛制度に関する事務は、東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部総合推進課が行う。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、事業に関する必要な事項は、別に定める。

附 則 (27青総交第355号)

この要綱は、平成27年10月29日から施行する。

附 則 (30青総総第782号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (2都安総交第3号)

この要綱は、令和2年4月14日から施行する。

附 則 (3都安総総第543号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (4生安総第754号)

この要綱は、令和5年1月19日から施行する。

附 則 (6生安総第563号)

この要綱は、令和7年1月11日から施行する。

※1 自転車安全利用TOKYOセミナー

生活文化スポーツ局では、自転車利用者による交通ルールの習得、保護者や事業者による安全教育、事業者による通勤自転車の放置防止対策などの取組を支援することを目的に、平成26年度から実施している。

※2 自転車シミュレータ安全教室

生活文化スポーツ局では、自転車シミュレータを活用し、区市町村や学校等と協働して交通安全教室を開催している。

※3 東京都自転車安全学習アプリ

生活文化スポーツ局では、自転車安全利用教育を推進するため、自転車走行シーン等をVRで再現し体験学習が可能なスマートフォン等向けのコンテンツを令和5年2月から配信している。

自転車安全利用宣言証

私は、ルール・マナーを守り
自転車の安全利用に努めます
年 月 日

氏名 _____

上記宣言を認めます

東京都
電話 03-5388-3123

東京都 自転車安全利用宣言証 検索



自転車安全利用宣言証（表面）

※星の数は1つ、2つ、3つの3種類

自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

ロゴマークに込められた想い：タロアウト氏（キャラクターアーティスト）
自転車利用者が、思いやりの気持ちを持つことで、安全利用につながれば

自転車安全利用宣言証（裏面）

※3種共通



東京都自転車安全学習アプリ合格証
(イメージ図)